

農業技術の研究開発動向等に関する調査業務の委託

農業技術の研究開発動向等に関する調査業務の委託を、以下の要領で公募に付す。

本件業務は、公庫顧客等への技術情報提供のために、農業・食品産業分野について、最新技術情報の調査を行いその概要を毎月まとめて提出し、要請に応じた技術情報の照会、現地に赴いての技術指導等の業務であり、それを実施するためには各分野で一定年数の専門領域における研究指導経験を有する者を業務に充てる等、設定した応募要件を満たすことを必要とする。

当該要件を満たすのは、我が国の農業と食品産業の発展のため基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行う我が国最大の研究機関であり、全国規模で研究拠点を配置して研究活動を行っている特定業者のみが履行可能と考えられるが、他に業務履行が可能な者の有無を確認するため、公募を実施するものである。

なお、本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とするものである。

1 公募に付する事項

(1) 件名

農業技術の研究開発動向等に関する調査業務の委託

(2) 概要等

- イ 農業・食品産業分野について、公庫の融資先等担い手農業者等のために有益な最新技術情報を調査したうえで、当該情報の概要、活用面での留意点等に関し、毎月 A 4 用紙 1 枚にとりまとめたものを 4 種類提出する。なお、執筆内容については事前に公庫と打ち合わせを行う。
- ロ 公庫の要請に応じて、農業・食品産業分野に関する専門家を公庫の指示する現地に派遣し、技術指導を行う。(随時)
- ハ 公庫の指示する農業・食品産業分野に関する講習会・研修会に専門家を派遣する。(随時)
- ニ 公庫の指示する農業・食品産業分野に関する技術的な照会に対して、案件に応じて 3～5 営業日以内に回答及びその裏付けとなる資料をとりまとめる。(随時)

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (予定)

2 参加資格

次の要件に適合する者であること。

(1) 次に定める実績等を有する者であること

- イ 本調査業務の対応体制として、農業・食品産業分野の研究職としておおよそ 10 年の経験を有する複数名で構成するとともに、構成員のうち最低 1 名は博士号取得者の配置が可能であること。
- ロ 令和 4 年 4 月以降、「農業者への技術指導」及び「農業者を対象とした研修会講師の派遣」の実績がそれぞれ複数回あること。
- ハ 大学、独立行政法人試験研究機関、公設試験場、企業等との間に人脈を有し、技術的課題に関して幅広い観点から調査を行えること。
- ニ 公庫の指定する場所、日程で専門家の派遣が可能であること (土・日・祝日を指定することもある。)

(2) 個人情報等管理体制が確立されていること。

- (3) 顧客サポート等管理体制（顧客からの苦情等に係る対応体制）が確立されていること。
- (4) 次の各項に該当しない者であること。
- イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (ホ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (ト) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。
- (6) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、令和5年1月27日（金）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番4に示す提出書類を項番5の申込・問合せ先へ、項番6の提出方法にて提出すること。

4 提出書類

- (1) 参加資格があることを証明する書類
- イ 適合証明書（別添2）
 - ロ 個人情報等管理体制確認書（別添3）
 - ハ 顧客サポート等管理体制図（別添4）
 - ニ 誓約書（別添5）
- (2) 見積書
見積書(必要な経費の内訳明細、様式適宜)。

5 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号（大手町フィナンシャルシティ ノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担当：島田 裕子

電話：03-3270-1552

FAX：03-3270-1411

6 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

7 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

別添1

令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住 所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和5年1月13日付で公告した「農業技術の研究開発動向等に関する調査業務の委託」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

- (担当部署)
- (担当者名)
- (電話番号)
- (FAX 番号)
- (E-MAIL)

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿住 所
商号又は名称
代表者氏名

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	参加資格	合否判定の根拠となる事由
1	本調査業務の対応体制として、農業・食品産業分野の研究職としておおよそ10年の経験を有する複数名で構成するとともに、構成員のうち最低1名は博士号取得者の充当が可能であること	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無 [対応体制、経歴書を添付すること。経歴書等添付の有無] 有・無
2	令和4年4月以降、「農業者への技術指導」及び「農業者を対象とした研修会講師の派遣」の実績がそれぞれ複数回あること	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無 [技術指導及び研修会講師派遣実績が分かる資料を添付すること。添付の有無] 有・無
3	大学、独立行政法人試験研究機関、公設試験場、企業等との間に人脈を有し、技術的課題に関して幅広い観点から調査を行えること	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無
4	公庫の指定する場所、日程で専門家の派遣が可能であること（土・日・祝日を指定することもある）	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無

(注)「判断の根拠となる理由」欄において証拠書類等の添付を必要とする場合は、当該欄に添付の有無及び添付書類名を記入する。

個人情報等管理体制確認書

項目	内容
会社の概要	会社名： 代表者氏名： 従業員数： 所在地： 概要： （1）沿革： （2）資本金： （3）事業内容： （4）その他：
受託業務の担当人員等	
個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。	
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。	
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。	
再委託（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）に対する再委託を含み、再々委託以降の委託を含む。）に係る規定が整備されていること。	
取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。	【個人情報等の管理の責任者： 】
従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。	
個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。	
その他、経営の健全性の確保のために実施していること。	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

個人情報等管理体制確認書（記載例）

項目	内容
会社の概要	会社名 株式会社〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇 〇〇 従業員数 〇〇名 所在地 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 概要 (1) 沿革 昭和〇年〇月創業 (2) 資本金 金1億円 (3) 事業内容 情報通信業 (4) その他 プライバシーマーク認証番号 〇〇〇〇
受託業務の担当人員等	担当部署 金融担当第〇部 担当人員 5人
個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。	個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社で定めている安全管理規定に従って個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。	個人情報等の取扱者を指定し、指定された者以外は個人情報等を取扱えないことを規定しています。また、個人情報等データベースのアクセス及び持ち出しを制限することを規定しています。
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。	担当部の部長が、個人情報等の取扱状況について年1回点検すること、監査委員会を設置し、監査委員長が年1回監査することを規定しています。
再委託（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）に対する再委託を含み、再々委託以降の委託を含む。）に係る規定が整備されていること。	個人情報等の取扱いを外部業者に委託する場合は、委託先を弊社で定める選定基準に従って選定し、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定しています。
取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。	【個人情報等の管理の責任者： 代表取締役 〇〇 〇〇】
従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。	全従業員及び派遣職員から情報の非開示に係る誓約書を受けています。
個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。	令和〇年〇月〇日、当社従業員が出張中に、顧客情報〇〇件を含むデータを収録した可搬性記録媒体（USB メモリ）の盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生じました。 事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。 (1) (2)
その他、経営の健全性の確保のために実施していること。	安全管理を推進するために従業員への教育及び訓練を計画的に行っています。 就業規則において、法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すことにしています。

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

【個人情報及び顧客情報を取り扱う業務の受託条件】

- ・個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。
公庫の承諾なく、取得情報を複写し、複製し、又は所定の場所から搬出してはならない。
取得情報は、施錠可能な場所に保管し、所定の担当者以外によるアクセスが不能とする（電磁的記録についても同じ。）等、適切に管理する。
- ・個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- ・再委託に係る規定が整備されていること。
- ・取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。
- ・従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。
- ・個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。
- ・経営の健全性が認められること。

顧客サポート等管理体制図

調査項目	内 容
相談、苦情及び要望に係る 対応管理責任者	
体 制 図	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

別添5

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓約書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「農業技術の研究開発動向等に関する調査業務の委託」に係る公募（令和5年1月13日付け公告）に関し、「2 参加資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者。
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上